

年少労働海外資料第三十一號

昭和二十八年六月

英國における年少労働者保護立法の發達

婦人少年室長殿

労働省婦人少年局

7

まえがき

これは、ILOの事務局発行の "The Development of Labour Legislation on young Workers in the United Kingdom" を訳出したものです。

冒頭にもありますように、ILOの事務局は、ILOのアジア地域会議（一九五〇年一月セイロンにおいて開催された）によって、工業先遣員に就ける、女子と年少者の保護問題の解決策について調査研究を要請されましたが、これはその要求に応ずる資料の一部として、同局により作成されたものであります。

年少者の保護問題に関心を持つひとびとの参考になることを期待して、います。

英口に於ける年々労働者保護立法の発達正誤表

頁	行	誤	正
一三	終りから	ところが大きかった	ところが大きかった
二五		國法の	同法の
二七		困難に	困難
二九		朝から工場労働	朝からの工場労働
三二		非規制の	非規制の
三三	終りから	であらう。との	であらう。と。
〃	〃	ないが、	ないが。
三七	〃	買われよう	免れよう
〃	〃	する商賣を除くもの	するものに。
三九	〃	(付) 当に	(特) に
五〇		学会児童	学会児童
五四	終りから	Attack of	Attack of
五七		設計を補う	設計を補う
〃		(壊) 注	(壊) 邦貨
六〇	終りから	は可と奪われた	は可と奪われた
六五		経験されよう	経験におつて

目次

一	織物業の規制	四
二	織物工場における初期の児童勞働	六
三	与論の発展	八
四	一八〇二年以後における年少勞働者に関する勞働立法の発達	一二
五	就業許可最低年令	一四
六	年令算定のための体格検査	一五
七	就業適性身体検査	一九
八	時間と教育	二〇
九	教育施設	二五
十	他の雇傭に対する法規の拡張	三一
十一	非織物工場、作業所	三四
十二	鉉山	三九

十三	鉾山で使用し得る最低年令	四一
十四	鉾山に於く児童の教育	四二
十五	農 業	四五
十六	一般的雇用	四八
十七	義務教育の促進方法	五六
十八	結 論	五九

英國における年少勞働者保護立法の發達

I・L・O アジア地域會議は一九五〇年に一の決議を採択した。

その決議は、女子および年少者の保護法の嚴格な実施は、本法適用工場における女子および年少者の雇用の可能性を減少させたり、雇用市場から締め出したり、勞働条件がいつもより劣悪な適用外の工場の就勞に迫りやつたりする好ましくない結果をもたらすかもしれない、ということを確認していた。しかしそれにも拘らず、女子および年少者の雇用条件が慎重に規制されるべきことは必要欠くべからざるものである、と考えた。そこで、この地域會議は、I・L・O 事務局にこの問題と産業上進歩している国々の本問題の解決策について詳細な調査を要請した。

以下の英國の児童勞働法發達の概要はこの決議に応ずる手始めである。英國は産業革命の洗礼を最初に受けた国であるので、規制の問題には長い経験を持っている。この経験は今なお工業化の初期の段階にある国に有益な手本となるであらう。というのは十九世紀

初頭の英國の狀態——例えば學校の不足、人口過剰、低賃金の児童勞働の広範圍の使用を伴う大人の失業——は、アジアのような世界の他の地域の未開發諸國のそれと符合する。これらの狀態の原因は相違こそすれ、かもし出される問題は類似している。

以下の文章は、立法の一般趨勢を述べようとするもので、個々の法律について詳細に述べる事強調したい。

織物業の規制

丁度一五〇年前、英國議會は、水綿工場および他の工場に働く徒弟とその他の勞働者の健康および道德の保護のための法律を可決した。この法律は、徒弟の勞働時間を制限し、夜間の使用を禁止し、徒弟に適當な衣服を支給し且つ最少限の普通教育および宗教教育を行うことを使用者に命じた。

同法は、又工場の諸室を定期に白く塗装することおよび窓による適切な換氣につき規定した。これは、産業革命から生れた工場制度の下に働く児童の保護のために行われた。

最初の試みであつた。すなわち、この法律の實質的效果は全くしられたものであつたが、近代的勞働立法の最初のいしずえを築いたので、歴史的に興味がある。

この法律が成立した一八〇二年の英國は、小規模の農業および手工業を特色とする經濟から、大規模な工業的企業により支配される全濟に移行する広汎な全濟的、社会的變革を遂ており且つ、依然その畦中にあつたのである。この全濟的變革は英國の農業および工業部門に起つた。農業の方面においては大地主のイニシアティヴにより十八世紀に議會を通過した“困い地条令”(Enclosure Acts (注)) 公有地を私有地とすることの許可に関する法令)は小さな所有地および共有地を吸収して一層大きな所有地を生ぜしめ、主に小地主が使用していた雇人(鍛冶屋、大工、車大工)の多数の家族は勿論のこと、多くの小地主や小屋住叢(cottagers)を彼等の使用人や召使と共に追ひ立てた。追いたてられた人々は賃金に依存する定住しない人口を形成した。工業は沃山のこの人達の唯一の避難所であつた。また、これ等の人々は工場制度が拡大し得る勞働源を提供したので、

“産業革命の軍隊”といわれてきた。田舎から工業中心へのかかる勞働力の転換に加うる

に 當時はまた人口がとみに増加して、更に勞働力の供給を増加したのであつた。

近代工場制度は、十八世紀の最後の三分の一のときに英國で始めて発達したのである。が資本の集中および大工業的企業の発達によつて特色づけられ、アーフライトの、水碀 (water power) 水力によつて動かす紡績機や、最も重要なことであるがワットの蒸汽機、肉のような発明の恩恵を受けた。同時代に、綿織物業が著しく発達し、やがて英國の主要工業活動として巨額物業にとつて代つた、更に、綿織物業の紡績部門が最初に完全に近いまでに機械化された。そこで紡績工場は世紀の轉換に當つて新工業制度の顕著な特色であつた。

織物工場における初期の児童勞働

最初の紡績工場は、大いに児童勞働に依存していた。児童は非常に廉く且つ紡績には殆んど技術も腕力も不必要だったので、業者は大人の勞働者よりも好んで児童を使用した。その上、児童は体が小さく、敏感が鋭敏であるから、或る工程においては、最良の

機械工であつた。例へば當時切れた糸を繋ぐ役目の糸繋ぎ工は常に児童であつた。

初期の織物工場は、水力に依存していたので、適当な川の近く、且つ街の郊外、それ
も屢々遠く离れて建てなければならなかつた。そこで近隣から必要な勞働者を募集する
のに使用者は多大の困難を感じた。他方、教区（Parish）ではその頃多数の貧民の児
童をもて剩していた。それがため、雇主たる紡績業者と救食法會が定期的に売買契約を
締結し、よつてこれらのみじめな児童は工場で勞働するため——殆ど五〇人から百人が
商賣のように——教区から工場に送られ、そこで一日十四時間或は十六時間、ときには
十八時間も働かされ、人で鬼つまる部屋に仕まわされ、食物も十分なく、屢々残酷に処
罰されたりして、完全に使用者の意の尽にされた。彼等は徒弟と呼ばれたものの、名の
みに過ぎなかつた。例へば更紗（さらさ）捺染業（Calico printing）では、徒弟は

屢々勞働者と同数であつたし、それ以上のときもあつた。徒弟は通貨による賃金をうけ
ないか、又は非常に低賃金——大人の勞賃の $\frac{1}{10}$ 乃至 $\frac{1}{3}$ であつた。徒弟は同一工場に
七年又はそれ以上（普通二十一年になるまで）、年季奉公に入らせられ、それからやめる

か又は使用者の課する条件の終に、五―七年の別期間契約を更新する途を選ぶかであつた。八

一八〇二年の法律以後織物工場の使用者は、その労力として教区の徒弟に頼るのを全くやめ、児童に宿を与え、食わせ、且つ着せるための費用を節約するため、法律の保護を受けない、いわゆる、自由な、児童を雇ひ始めた、これ等児童の雇用は、織物工場周辺の人口が増加したので、次第に可能になってきた、また、やゝ後になって蒸汽機関が水車に取って代ると、児童労力の一層豊富である街に工場を建てられるようになった、織物工場に雇用された児童の労力条件は多年圧迫されどうしであつた、一八三一年には、児童が甚しく過重労働をしたため、不健康となり、身体的に不具になつたと報告された、児童は七八才又は九才から働き始め、一日十五―十六時間も働き、食事のため、僅かの間休むだけだつた、

児童労働は決して産業革命特有の新しく生じた弊害ではなかった。(これよりさき) マニファクチャの家内制度においても、児童は当然の事として不当に利用された。各自分の家で働いている手織機(ておりばた)の機織(はたおり)にまじって、児童は五才、否四才でさえも働いた。当時の人はこれに憤りを感じるところか、結構な方法であると考えた。十八世紀の元フオ(Defoe)(注) 英国の小説家で Robinson Crusoe の作者)その他の作家にとつては、僅か五才の者でも、その両手の労働によつて暮せるし、又慕した。地区又は産業は殆んど理想的社會状態のように見えた。最初に児童の利用に反対したのは労働者ではなかった。雇工自身が児童の使用者であることが多かつた。例えば、機織は未つき工として児童を使用し、出来るだけ大量の仕事をするため、児童を長時間工場に留めたのである。当初は労働者は工場に自分の子供を送ることを拒んだのであつたが、向もなく貧乏故にそうせざるを得なかつた。児童は親の扶助負担を軽くするため工場に追いやられた。

はじめに一紙の関心が働く児童の状態に向けられたのは一七八四年であつた。当時

伝染性熱病がマンチェスター（注）英国イギリスランド北西部ランカシャ（*Lancashire*）の都市、伐業の中心地）の一紡績工場の教区の徒弟の中から発生した。マンチェスターの施政官

（*Municipalities*）はその調査を命じ、パーシバル博士がこれを実施した。氏は社会改革に非常に関心を持っていた人であるが、この熱病の蔓延は主として年少者の非衛生な作業場の長時間労働に原因するとした。同博士の勧告に刺激され、マンチェスターの施政官は教区の徒弟が夜間若しくは一日十時間以上労働しなければならぬ工場に年季奉公に入るのを将来許可しない旨の決意を通達した。弊害を排除するため、この決意を更に進んだ試みが為されたにも拘らず依然としてその跡を絶たなかつた。

しかしながら、十八世紀の末期にひろがった人道思想の影響を受け、工場の児童の状態は漸次博愛主義者の注意をひくようになった。多数の著作家は、児童が工場に使用されているみじめな状況に注目した。また、製造業者等は、その悲惨な状態を改善すべく示唆し、且つ立法機関の干渉さえも要求した。

自分のところで働く労働者の福祉に留意し始めた人道的な使用者が先ずこの悪い状態

を改善する実効ある行動をとった。なかでも、ロバート・オーエンが最もよく知られるに至った。ニューラナアツクのオーエンの工場では、一人も十才以下の児童を使用せず、又、一日十二時間以上働かせなかったし、労働者の教育および身体福祉のための設備をした。しかし、すぐ判ったことは、立法措置がなければ、善良な使用者は、特にその財源が限られている場合には、彼等程人道的でない競争者と争えないということであつた。オーエンの影響を受けて自らも多数の児童を使用している木綿製造業者であつた兄の方のロバート・ポール卿 (Sir Robert Peel) は、徒弟の保護に関する法案を英議し、それは一八〇二年に最初の工場法となつた。

この時以来、議会は再三年少労働者問題を取扱つてきた。ミンチェル、サドラー (Michael Sadler) および アシェリー卿 (後にシヤーフバリー伯爵 (Earl of Shaftesbury)) のような国会議員等は、幼く児童を保護する最初の改革に緊密な協力を惜しまなかつた。児童の労働状態を調査するため調査委員会が色々の機会に設立され、労働立法の反対者の努力にも拘らず、同委員会の報告は立法措置の緊急なことを明らかにした。児童労働

の問題に議会の関心が増大したのは一八三二年に始まり且つ英國における民主主義発展の道を開いた選挙法改正に、少くとも或る程度困っている。

かくして一九世紀の初頭、使用者および政治家が強力に支持した自由放任主義という古い経済主義は、「国家は国民の道德上および肉体上の福祉を見守り且つこれを与える関心と権利を有するものである」という一八四四年のアシエリー卿の表明した信念に屈し、次第に顧みられなくなった。

一八〇二年以後における年少労働者に關する労働立法の発達

一八〇二年の法律に引続いて、織物工場の児童および年少者の就業を規制する一連の工場法ができた。一八〇二年、一八一九年および一八二五年の諸法律は綿織物工場および毛織物工場に適用しただけであるが、一八三三年および一八四四年の法律は殆んどすべての織物工場に適用された。

しかしながら、一八〇二年の法律の適用を受けた児童が実際に利益を受けるのに三〇年

以上もかゝった。一八三三年まで、工場法の諸規定施行の責務は保安官 (*the justices of the peace*) にあったが、この保安官は英国々教の牧師 (*an Anglican minister*) および独立の保安官を無報酬の「訪問者」 (*visitors*) として任命する権限を有していた。しかし、これらの訪問者は酬いられない仕事とみなされることに余り熱心ではなかった。というのは、使用者は自分の友人又は隣人であることが多かったので、特に訪問者は使用者と喧嘩しないよう心をくばったからである。情勢は一八三三年の法律により一変した。即ち、この法律は工場監督官として有給の政府職員を任命することを定めた。

監督官の業務は最初から極めて重要であることが分った。監督官は法律の施行を監視するばかりでなく、自分の活動と報告書により絶えず言論を啓発し、尙く児童の実状や必要な法律上の変更に關し、政府に知らせた。このようにして、年少勞働者の保護の發達は、監督官の勸告および援助によるところ大きかった。

一八三五年、一八三一年、一八三三年および一八四四年の法律は、すべて最低年令と就業許可の適格、勞働時間、夜業および休憩時間等について、児童および年少者の就業

を規定した、また、以上の諸法律には、或る教育条項があつた、更に、衛生、安全および福祉に関する一般規定は次ぎに別の工場法の下に発達した。

児童および年少者に関する法律中の主要な条項を、その法律施行に関する問題と共に、後の工場法の下における今日に至るまでの発展を簡単に参照しながら——以下に記述する。

就業許可最低年令

一八一九年と一八三三年の工場法は、就業許可年令を九才に定めた、しかしながら工場監督官は一八三四年七月のオ一回共同報告書において、八才の児童に工場に就労するのを許可するのが便利であると、その見解を述べた、それは多くの場合、工場内の児童の方が工場外の普通の生活をするよりも健康上にも、道徳上にも害されることが少いと工場監督官は考えたが、つたからであつた。

この陳述の理由を理解するには、英国における当時の任意に設ける教育施設がおよそ

適当なものでなく、工場法の適用を受けた幼く児童だけが学校に義務的に出席しなければならなかったことを想起しなければならない。それ故、一八四四年の工場法は、児童の教育に関する規定を強化したといえ、使用し得る最低年令を九才から八才に引き下げた。そしてこの制限年令は一八七四年に一〇才に引き上げられるまで以後三〇年間行われたのであった。その後、工業に使用し得る最低年令は一八九一年に一才に一九〇一年に一才に一九一八年には一四才に引き上げられた。現行法では、一五才に定められているが、できるだけ速やかに一六才にあけられるであらう。

年令算定のための体格検査

当初、監督官が直面した最も困難な施行の問題の一例は、児童を法定最低年令以下で働かせ、又はその年令層に定められたよりも長時間就労させないようにするために、幼く児童の年令を確認する問題であった。また出生証明書はなく、一八三七年になってから出生登録は英國では義務づけられた。洗礼証明書又は家庭用聖書 (*family bible*)

(注) 其中に家族の誕生・死亡・結婚などの記録を含む大型聖書) の沿革の如く、時によつて作成されたような他の証明書は信憑性にとほしく、且つ屢々明らかに変造又は偽造された。そこで、監督官はこの種の証拠を認めず、一八三三年の法律の規定に準據しようとした。同法によれば、すべて児童は九才以上の児童としての「通常の体力と外見」をもつという医師の証明書がなければこれを使用してはならないというのである。しかし、児童の体力と外見を判断する基準の方法は規定されなかつたので、或る医師は齒の発達で判断し、他の医師は身長で判定する等の結果となつた。年令証明書の手数料は一八三三年の法律により、使用者が支払う筈のものであつたが、非常に僅かであつたし、監督官は証明書がその仕事に全く不適当な人に交付されていたことに氣ずいた。なおまた、多数の普通の医師は、その業を工場所有者および雇工の好意に依存しており、名の知れた医師でさえも児童の「通常の体力と外見」の基準に關して使用者の意見に合わせようとする場合もあつた。

そこで、マンチエスター地方の最初の監督官は專ら証明書發給権限を与えられた多数の

医師を任命する仕事を遂んで買つて出た。　　こついう監督官の例に他の地方の監督官も倣つたが、これとても充分な保護ではなかつた。　　一八三三年の法律は、体格検査を実施すべき場所について融れてなかつたので、大抵の医師の診察室で行われて、医師はめつたに工場に行かなかつた。　　これがため年長の児童およびより健康な児童が医師の家に行き、自分の証明書を譲渡したり、売渡したりして年下の児童が工場で就労出来るようにしたという詐欺行爲を横行せしめた。　　或る監督官が一八三八年に指摘したように、使用者は屢々、このようになかりに気付いていたことは疑いのないところであるが、その罪は全く児童の親達が負わされていた。　　親達は一二時間勞働の賃金を得るのに、児童の年令についてどんな欺瞞でもしようとするであらう。　　年令詐称を防止するのにマンチエスターの監督官は証明書を交付する医師に次のことを勸告した。　　即ち二重様式制度を採用し、時々工場を訪問し、自分が保管する証明書と交付された証明書により、偽っている児童とを比較することであつた。

一八四四年の法律は、証明する医師の任命権を監督官に付与していたが、本法による

監督官のこの全權に鑑み、現行法である一九三七 year および一九四八年の工場法でもこの
權限を認めている。また一八四四年の工場法は證明書の様式を定め、巨つ證明書は
はじめからその工場に交付されたものでなければすべて無効である。と規定した。その
後の工場法は、兒童および年少者の年令が出生證明書以外の証拠によつて證明医に証明
されておゝり、實際の年令はその適性證明書の年令より少ないことを信する事由があれば
監督官にそれを取消す權限を与えた。一九〇一年にはすべて年少者が出生證明書を所
持していると推定できたのであるが、この年の工場および作業所法 (*the Factory and
Workshop Acts*) に至るまで、この規定は引続き存続していた。

就業適性身体検査

一八三七年の出生登録開始後、殊に一九世紀の最後のころにおける義務教育および学校出席監督サービスの発展以後は、証明医の職務は法定の就業最低年令実施の点からすれば、實際にその必要がなくなつた。ために児童の検査手数料の支払を嫌がる使用者は少からず医師のこの仕事の廃止を要請した。けれどもこの當時は年令決定に關する証明医の仕事は児童の推定年令がいくつであらうとも肉体的に就業不適格者は拒否できるといふ権限と結びついていた。一八六七年以来一六才以下で始めて就業又はその職業を変更するすべての児童と年少者に対する一般的身体検査制度は、彼等が従事している業務に健康上不適当なことがわかつた場合その再検査を要求する監督官の権限と共に、あらゆる種類の工場に確立した。現在一九三七年および一九四八年の工場法が適用されてゐる一八才以下の年少者はすべて工場に就取すると、任命された工場医によつて就業適性を証明さねなければならぬ以後少くとも年一回再検査を受けなければならぬ。身体検査は工場で行う小

又は当該工場の一八才未満の年少者が三人以上でない場合には、主任監督官（*Chief inspector*）の許可するところで実施する。使用者が任命工場医に支払う手数料は医師および使用者の協定によつて定める。工場医の要求があれば、地方教育当局は彼が仕事上必要とする年少者の診断経路に關する情報を提供しなくてはならない。工場医は工場に使用されている年少者に關し詳細に記載されている工場の一級記録、その他の事項も入つてゐるが、検査する権限を与えられてゐる。

時間と教育

初期の改革者達は過重勞働が工場に使用されてゐる年少者に及ぼす肉体上の影響だけに關心を向けていたわけではなかつた。少くとも初等教育および宗教々育の皆無を過重勞働の問題と等しく重大視してゐた。ために工場法の主要目標の一つは、児童の勞働時間の制限と義務教育制度とをうまく組み合わせることであつた。

一八〇二年から一八四四年までの間に通過した法律は、児童の夜業を禁止し、児童およ

び年少者の勞働時間を一日一二時間に制限した。一八二五年以後児童および年少者の勞働時間を一週六九時間にすべく、土曜日は九時間に減らした。一九三一年にこの勞働時間の制限の適用年令を一六才から一八才に引き上げた。また、これらの法律によれば、工場に雇用された一三才以下の児童は一日数時間学校に行かなければならなかった。しかし、ここに指摘したとおり、一八三三年以前の制定にかゝる法律は殆んどその実効に見るべきものがなかった。更に、一八三三年の議會が任命した委員会に提出された証拠によると、たしかに時間の長いことと仕事が肉体的に過重であることが児童の勉強を困難ならしめていた。委員が会った児童は学校が用意されていても極度の疲勞のため夜出席出来ないという全部が全部言明した。一八三三年の法律は、九一三才の児童に対し一日の最高勞働時間を九時間且つ一週四八時間とすることを、一週七日のうち六日少くとも二時間は義務的に学校に通学させることと共に規定して児童の通学不可能な状態を改善しようとした。

しかし、同法の勞働時間に關する規定を施行するのは大変困難だった。児童は一日八時間以上、年少者は一日一二時間以上勞働出来なかったが、この八時間又は一二時間は午前

五時三〇分から午後八時三〇分までであれば何時でも働かせ得た。法定の一日の労働時間
にこのような弾力性があつたので、児童と年少者の実際の労働時間の管理は困難になり、
脱法を容易にした。のみならず、一般に学校に行く児童は普通の学校があるときはひまが
ないか、あつても汚れた作業着で通学しなくてはならなかつた。

一八四四年の法律は、法律の施行の困難に因して監督官が行つた度重なる建議を採り入
れた。午前五時三〇分から午後八時三〇分までの間であれば何時でも依然一二時間働かせ
得たが、しかし同法によればこの一二時間は保護される年少者が朝最初に働き始めた時か
ら計算するべきことおよび食時々間には一人と雖も保護をうける者は作業室に残つていて
はならないこと並びにすべて年少者と婦人は同じ時間に食事しなくてはならないことが定
められた。その後の工場法は、法定の雇用期間を、法定の労働日に食事時間を加えたもの
に一層相応するようにして女子および年少者の労働時間の監督を一層容易はらしめた。

年少者の労働時間は漸次短縮した。即ち一八五〇年には一日一〇時間三〇分（土曜日は
七時間三〇分）一八六〇の時間で、一九〇一年には一日一〇時間（土曜日五時間三〇分）一

週五五時間三〇分であつた。現行法によれば、勞働時間は一日九時間、一週四八時間であるが、一六才以下の者は一週四四時間以上就業出来ない（一九三七年工場法才七の条、七一条）。

以上のような年少者の勞働時間制限がその雇用を減少させたという何の証拠も見あたらない。一九〇〇年になつて尙もなく行われた一八三五年以後の織物工場に働く人々の階層別比率の統計的分析によると、“大体において保護さる勞働者を保護さるほい勞働者にかえようという動きはなかつた”という結論が得られた。一六才以下の年少者の勞働時間を一週四四時間に定めた一九三七年に工場通督長官（*the chief inspector of factories*）が行つた声明によれば、一般的に産業は、一週四四時間の新要件に急速に適応し、時折懸念されていたように或る種の産業から年少者を締め出すようなことはなかつた。募集を一六才以上の者に制限すると熟練取入の雇用期間を短縮することになるので、使用者はこうするのは近視眼的であると考えてゐるらしいと長官はみていた。

八才乃至一三才（棉織物工場）では八才——一才の児童につき一八四四年の法律によ

り最も重要な改正がなされた。この法律はこれら児童のために、いわゆるハーフタイム制度（half time system）を設けた。児童の労働時間は一日六時間三〇分で、昼食時の前か、後のいずれかにおいて休かせなければならなかった。児童は土曜日を除き、少なくとも毎日三時間、学校に行かなければならなかった。年少者が一日一〇時間に制限されている工場においては、児童もまた三日に一日一〇時間就労出来た。但し、児童がこれ以外の日に一〇時間働かざらず、且つ少くとも五時間（土曜日を除き）学校に出るのを条件とした。

教育施設

一八三三年の工場法によれば、九才及至十三才の雇用されている児童はすべて、國法の定めるところに従い、週六日間少くとも二時間学校に出席した事実を証明する学校長の証明書を一週一回使用者に提出しなければならなかつた。しかしながら、前述の労働時間構成のためばかりでなく、必要な教育施設の不足により、同法の教育に関する規定の施行は最初から非常に困難であつた。学校数は、私人の發起により、一九世紀初頭以後相當増加したけれども、當時未だ公定教育の一般的制度はなかつた。——特に人口が急激に増加した大工業都市の学校施設は全くその需要とはほど遠いものであつた。或程同法は、監督官に「工場に雇用されている児童がすべて法律の必要とする教育を受けられるように、必要があり、又は望ましい場合には、学校を新設しまたは増設する」権限を付与したにはしたが、法律はその実施方法に触れなかつた。實際使用者は多くのところにおいて、使用児童に教育施設を供給し得る唯一の人達であつた。二、三の例を見ると、工場所有者

は工場内に学校施設を設けるか又はその町の私立学校の建設および維持に盡力したが、僅かに二、三人の児童が使用されている小工場の場合には、学校の建物をたてることは実行不可能であつた。多くの場合、製監業者が法律の文言に合致させるべくとつた措置は殆ど教育的価値がなかつた。というのは製監業者は全く教えるのに不適当な人を雇用することが多かつたからである。監督官は学校を調査し、学校証明書を検査し、且つ義務不履行の使用人や虚偽の証明書を交附する教師を訴追して法律の遵守を確保しようとした。また、監督官はその監督によつた教育施設の不適当なことからして、教育の國家管理の強い支持者となつた。

教育に關する条項のある一八三三年の法律が施行されると、これが適用される児童の雇用は急激に減少した。ある監督官は、自分の地方（東部、南部および南西部の英國）の

綿、毛、ウーステッドおよび亞麻織物工場に働く児童の数は一八三八年の一〇、六二七人から一八四三年には八、七五四人に減つたと一八四三年に報告した。また、他の監督官はその地方（マースイ (Marsey) からコーンウォール (Cornwall) に及ぶ。）の同

じ時期の児童の数は二、四〇〇人から九〇〇人に減少した。これは部分的には取引の衰退の影響のあらわれであつたかもしれないが、やはり使用者が就学に対する必要な措置をすることを嫌つたために相違なかつた。

一八四四年の法律は、これらの困難に鑑みて教育に關して新規定を設けた。ハーフトイム制度採用の結果就労と通学とが一層結び弱くなつた。極端な無学、読み書きを教育する教科書および教材の不足、不道德な行爲又は証明書の記入および署名の継続的怠慢等の理由により、学校長を児童教育に不適任とみなせば監督官は、その学校出席証明書を認めない权限を付与された。使用者は児童の賃金を控除して、一週につき二ペンスを越えない金額を学校長に支拂うことを命ぜられた（控除額は児童の賃金の1/2をもつて最高とする）。なお、本法違反により使用者およびその他の者に課せられた罰金は、“工場に使用されている児童の教育に最善と思われる方法により”國務大臣（*the secretary of state*）の指示に従ひ監督官の手によつて措置された。

一八四四年法律の實施に關する最初の報告は勇気づけけるものがあつた。

“まがい”教

育の最も好ましからぬ状態は除去されて、現存の学校は工場の児童を急速に受入れるようになった。雇用児童の数は再び増加し始めた（一八四〇年——四二年以後の貿易回復の結果が一部あづかっている）。一八四四年の法律が適用されている織物工場に使用されている児童の総数は、一八

三八年の二九、二八三人から一八五〇年には三五、一二二人、一八五六年は四六、〇七一人、一八六八年には八〇、〇〇〇人、一八七五年には一二五、八八六人にそれぞれ増加した。

やがて工場法の教育に関する条項はまた教育施設の発達を刺激する役割を演じた。教

育施設はその必要が生ずるにつれて拡がり教育の質は改善された。一八六〇年までの各

種の学校に出席した児童の割合は以下のとおりであった。国民協会（*National Society*）（注）

貧民の教育向上のため（一八一一年に設立された協会）と教会学校（*Church schools*）が四八%、英國教授会（*British Society*）と独立新教徒学校（*Nonconformist school*）が一七%、工場学校（*factory schools*）一〇%、私立学校二五%であった。

はじめの二種の学校は大体満足すべき標準を示しており、これらの学校に出席する工場の児童の割合は一八四六年の三五%から一八六〇年には六五%に増加した。大部分の工場

学校と私立学校にはまだ望むべき余地が深山あつたけれども改善されてきた。

監督官は工場法の教育上の措置に関する欠陥を繰返し指摘した。工場の児童は就業を

許可される法定耳令（ハダ）以下で就学し始めることは殆んどなかつた。然るに一八五

三年に主としてランカシヤ地方で監督官が実施した調査によると、工場で働いていない児

童の五％が法定耳令以下で就学し始めた。ハーフタイム制度下の児童は大部分午後通学

したが、朝から工場労働の後で非常に疲勞しているのが受ける授業から充分裨益されなかつた。

工場の児童が受けた教育は全く不完全極まることが屢々であつた。一八五九年の

調査によると一三——一六歳で就業している年少者の大多数は、だしかに工場の児童とし

て数年間工場で生活し、従つて就学を義務づけられたにも拘らず、読み書きが出来なかつ

た。

工場法によつて定められた教育制度を改善する新規定はその後の法律に定められた。

一八七四年の工場法はハーフタイムの就学を許可する最低耳令を八歳から十歳に引きあげ、且つまた特別の最低基準の教育のあることを証明する証明書書の提出を条件として十三歳と

十四才の児童に全日労働を許可した。十才以下の児童は、本法が施行された現在では工場の雇用から除外され、それがため最早工場法に従つてハーフタイムの就学に拘束される。いで全日制の義務教育の一般制度の恩恵を蒙り始めた。その後できた工場法は、一九〇一年までですべて就業許可については教育証明書制度および十四才以下で（又は児童が一定の教育基準に達している場合は十三才以下）雇用される児童についてはハーフタイム制度を維持してきた。

軍のたつにつれ、ハーフタイム制度は益々甚だしい批判の対象となつてきた。一八四四年当時には、ハーフタイム制度の創設は大きな前進の第一歩であつた。というのは、これによつて児童の労働時間の制限が認められ、同時に多くの場合児童はこの制度によつて雇用されなかつたならば、全然受けられなかつた教育を与えられたからである。しかし後年になり、初等教育が賃金を得ることと同時に実施されて成果を挙げられるか、十二才又は十三才のような非常に小さい時の仕事と勉強との二重の負担が健康と精神に害を及ぼさないか、ということに与論は疑問を持つようになった。ハーフタイム制度の廃止につい

てはげしい古人の論議が湧き、結局一九二〇年の「婦人および年少者並びに児童の雇用に
関する法律」^レによつてこれは廃止されることとなつた。現在一九四四年の教育法および一
九四五年のスコツトランド教育法には、少年期の者にはなく、青年期の者に適用する新
定時制制度について規定している。

他の雇用に対する法規の擴張

綿および毛織物工場の児童に立法が始められた理由の一つはその産業は多くの労働者が
使用されている大きな産物で集中的に行われるものであり、政府は實際にその状態がどん
なであるか、又どのように労働者が置かれているかを、容易に知り得たからであつた。

しかし工場（一）の児童の雇用に関する資料を蒐集すべく一八三三年に議會によつて任命され
た委員は、その時でさえも、大体において他の工場よりも織物工場の方が児童を悪い状態
に放任しないことを認めていた。織物工場の児童労働の規制は、法の適用されない事業

場において幼年の児童が全日労働を行い工場法が除去しようとして努めていた宮憲に再び曝さ

れるという効果を間接的にもたらした。法の適用される使用者は小規模事業場の競走に

悩まされていることを表白して次のような不平を言っていた。すなはち彼等は「一回と

して法規の制限および監督を受けるが、すべての他の種類の製造業者は全く免除されている」と。そこで彼等は機械工場所有者が法規の制限や監督の「負担」を免ぬがれるか、

同一法規を他の階層の製造業者にも拡張するかのいづれかにすべきだと主張した。これ

らの不平にもかかわらず、規制された工場は、非規制の工場との競争に苦しむどころか、進歩を遂げ工場の機械を改良し、競争相手より高水準に発展したことを経験は語った。

これらの改良が法規のおかげであるとは言えないが、工場法が害を招くよりはむしろ利益をもたらしたことは充分想像出来た。また、機械が一段と複雑になってきたので、児童

労力の使用が得策でなくなってきたらしい。更に、監督官には十一時間労働の生産高が

十二時間労働のそれより多いことが分った。たしかに監督官の報告書は規制されない工

場に法規を拡張することに賛成する一八四五年と一八六〇年の間の与論の一般的变化の原

因となった。或る作家が言っているように、これらの非規制工場の資本家の競走は、憐

水を極低賃金で、その他何らの代償なしに各近代の児童入口の何割かを文字どおり酷使して國家の資源を弱体にしたという確信が次第に伝播し始めた。

児童の低賃金は諸種の怪奇的不利の源であつた。低賃金の児童労働は、不圖格者が使

用者として事業を始めることを可能にした。児童労働の競争は、成年労働を雇用から追

い出し、ために他の者が失業しているのに、一部の人々を過重労働に陥らせることになつた、と同時に、引き續き雇用されている成人労働者の賃金を非常に引下げた。

児童は竹かないと餓死しなければならぬから、児童労働を禁止し、制限することは残酷である、という初めの議論について、議會が工業に使用されている児童の狀態を調査するため設けられた特別委員会に換向された長官の一人は、一八一五年に既に次のように指摘していた。すなわち、親達が子供にあまりよりかからずに、幼少児童の働けをとらなければ、親たちは氷山の自分の時間を無駄にすることもなく一生懸命に、よりよい仕事から更に多くの賃金を得るであろうとの、或程すべての責任を両親に負わすことはできないか。正常な環境においては、児童労働を制限すれば成人労働者の賃金は増加し、兩

親はもつと容易に子供の雀の涙程の労賃から得るゆづかの別の収入をあてにしないですますことが出来るようになることは明瞭であつた。

非鐵物工場、作業場

極めて幼少時（四、五、六才）の雇用、夜業、長時間労働および極度の非衛生状態は陶器、ガラス、金物、枕のレース、メリヤス類およびその他の多くの産業に広く見られると一八四二——四三年に議會が工場法の適用を受けない鉾山労働および工業労働に雇用されている児童の狀態の調査のための任命した委員の報告に現われていた。また一八六二年に設置を見た他の児童雇用委員会は、これらの工場の状態は實際上一八四二年同様の慘であることを知つた。同委員は工場法が適用されていない産業ばかりでなく、一般に個人の家および小さな作業場にも拡張することを勧告し、且つこのような規制は多数の工業部門の小さい、難然とした、不清潔な、換気の劣悪な作業所に親たちによつてとじこめられている非常に小さな鉾山の年少者にも有益であると述べていた。

特定の非鐵物工場に關する二、三の準備的法律の制定後一八六七年に二つの法律が制定された。その一つは一八六七年の工場法拡張法 (*The Factory Acts Extension Acts*) で、以下に記載する工場に適用した。すなわち熔鉛炉、鋳物場、製鋼鉄工場、鍛冶場、又は機械力による機械および金屬製品、彈性ゴム又はブツタペルカ (一註) 硬ゴム様の物質の製造、紙、ガラスおよびタバコの製造、活版印刷、製本及び製造工程において五十人以上の労働者が働いている工場はすべて含まれた。尤も既に別個に規制されている鐵物工場、鉛山および他の産業はこれを除いた。才二の法律は一八六七年の作業所規制法 (*The Workshops Regulation Act*) で、五十人以下使用している同様の事業所に適用され、且つ家事使用人を取締つた。

これらの二法律とも工場法の規定を拡張して、新しい企業に適用した。かくして児童は、八才以下では就業は許可されず、且つ八才及至十三才の児童は義務教育と結合しているハーフタイム制度の下で雇用されなければならなかつた。しかし、作業所規制法によれば六時間半の毎日の児童の労働時間は、午前六時から午後八時の間であれば何時でも差支え

なかつた。が工場法においては、児童の労働時間は昼食時の前又は後のいづれか一方でなければならなかつた。工場法では一日三時間学校に行くことになつていたが、作業所規制法では一週を通じて十時間通学しなければならなかつた。

一八七八年にこれら二法律は集大成された工場および作業所法 (*Factory and Work-shops Acts*) により廢止された。その後の立法は、次第にこの法律の範圍を拡張し、現行工場法は鉱山および運輸業を除き、事実上すべての業種に適用されてゐるし、一方工業における年少者の就業許可年令および夜業を規定する婦人、年少者および児童の雇用法 (一九二〇年) は、これらの向題を取扱つてゐる國際条約の定める如く、工業的企業 (鉱山および運輸業を含む) に適用されてゐる。

尙もなく監督官の報告は、一八六七年の工場法拡張法の主要な直接的効果は児童を雇用から解雇したということを示した。リバプール地方の副監督官 (*Sub-inspector*) は、同法が見童労働に定めた制限は殆んど児童の雇用を停止させたことを認めていた。

本法が適用された工場所有者は故意に児童の通学の世話をしなかつたし、親たちの言によ

れば、子供がハーフタイマー（Half-Timers）として得る賃金は全く向隅にならないので、むしろ家庭におき学校にわづらわされたくないといった。レッドグレイヴ（Redgrave）は一八六九年に当時の二人の主任監督官（Principal inspectors）の一人であるが、一八六七年の工場法によつて就学している彼の地方のハーフタイマーはたつたヒミ三人であると述べた。製造業者は、児童が製造工必須のものであるか又はぎりぎりの低い賃金をなければ新情勢においては児童を雇用しようとしなかつた、とも彼は言つた。この二つの傾向は恐らく一八六七年の工場法の適用された工業分野にはみられなかつたであらう。しかし織物業の場合は別で、ハーフタイマーの数は一八四四年の工場法以来増加し、一八六八年には総数八〇、〇〇〇人になつた。

一八六七年の作業所規制法には、一八三三年以後工場法に入つていた法を與われようとする盲点を除くものに対する規定がなかつたのでその実施は困難であつた。同法は、例えば、あらゆる工場に与えられるべき告示、同法の概要の掲示又は法令証明書の備付および労働者の登録も必要としていなかつた。又、十三才以下の児童の労働時間と就学に関する本

法の規定は、実施が非常に困難だった一八三三年の工場法の類似の条項を想い出させた。

工場と作業所との区別は、使用されている人数に基いており、ために同一商業に異なる規則の支配をうける二つの事業場が存在するようになつたことが本法施行上の別の困難となつた。更にまた、作業所規制法は英國中に於ける風に散在する事業所に適用された。工場監督官がすべてこれ等の作業所を監督するのは不可能とみなされたので、本法は作業所の法律の施行に關し、地方の衛生機關を利用しようとした。

しかしながら、規定は任意的であつたばかりか、地方の検査官 (*inspector*) に付与された権限は不完全であつたので、本法は少数の都市で実施されたに過ぎず、遂に一八七一一年にこの管轄を地方機關から工場監督官に移譲した。このような監督官の数は増加したが、新業務には決して充分な数ではなかつたし、監督官は大都市又は農村地域に散在する作業所をすべて発見するのは不可能であることを認めていた。

作業所 (*workshops*) と工場 (*factories*) に關する規則を大幅に一様にしたので、一八七八年の統一された工場および作業所法とその後の法律によつて作業所監督の困難は

漸次減少した。この統一された法律に先立つて議會が任命した委員が得た証拠によつて作業所に関する縛りのない規定が充分施行されていなかったことが分つた。工場の使用指よりも作業所の使用者の方が規定の理念を認めるのに次々であり、また、頻繁に法律をのがれることができた。この故に規定には一段と嚴重さが必要であつた。

一八七八年以後の工場と作業所の區別は主に動力の使用の如何によつていたのであるが、現行工場法（一九三七一年および一九四八年）の下ではもはやこの區別は行われていない。工場監督官は年少者に関する規定の施行を導き、小規模事業場に関する法律の施行は、工場監督官と地方機関の協力によつて円滑に行われている（付当に小規模事業場の登録について）。なお、工場監督官と地方機関は本法の衛生および特定の他の規定にも責任がある。

鉾山

一八四一年の人口報告書によれば、英國の炭坑で働く九〇、〇〇〇人中一八、〇〇〇人が鉾

童で、十三才以下の男の子が大部分であるということだつた。一八四一——四二年の児童雇用委員会は商業および工業は言うまでもなく鉱山および炭坑における児童の雇用の調査のため設置されたのであるが、本委員会に提出された証拠から次のことが明らかになつた。すなわち、児童は通常五才、六才又は七才から鉱山を主として換気戸係（*winchman*）として働いていたが、馬の使用不可能な場合での車おし、又は馬を駆すことをやつていた。このような仕事は甚だしい児童の肉体の負担と児童の安全の危険をばらむものであり、ひいては鉱山そのものの危険さえも含んでいた。児童の労働時間は法長く、多くの地方では一日十二時間は普通で、児童は十三時間以上も家を留守にした。生命の喪失および、多数の労働者の不興を含むひどい災害が多量の向英園の鉱山に発生したのは、勿論、安全計画および予防の欠如にもよるが、一坑夫の無教育と年少児童の雇用のためとみなされていた。

これらの事實に鑑み、一八四二年に議会は法律を制定し、すべての婦人および児童が鉱山の坑内で就業するのを禁止した。しかし、工場法とは異なり、本法は年令証明書又は

雇用児童の名簿の備付について何ら規定しなかつた。ただ一人の監督官は「長官」と称せられ児童の雇用に関する限り、本法の監督の業務を行つていたが、英國のすべての鉱山および炭坑に行けないので、本法が遵守されていないと信ずるに充分理由のある炭坑を視察するため、時々臨時の検査官を雇うのが精々であつた。そこで一八六〇年の鉱山法（炭坑および鉄鉱山）が制定され、本法の規定の施行を監督する監督官の任命について定めらるゝは、一八四二年の法律は鉱山の児童の雇用に関する限り施行されなかつた。

鉱山で使用し得る最低年令

一八四二年の法律は、あらゆる年令の婦人の坑内の使用を禁止し、且つ坑内で使用し得る少年の年令を十才に定めた。坑外の使用については別に規定されなかつた。それから三十一年たつて始めて一八七二年の鉱山法は炭坑および金屬鉱山の坑内に使用し得る年令を十二才に引きあげた。もつとも層（*seams*）の薄い炭坑の坑内では、十才の少年は引続き就労出来たのだが——この例外は一八八七年に廢止された。その後炭坑および金

属鉱山の坑内に使用し得る耳令は一九〇〇年に十三丈に引きあげられたが、炭坑の場合のみ一九一一年に十四丈に定められた。また、一八七二年以後炭坑法 (*The Coal Mines Act*) は坑外において使用し得る耳令を定めたが、この耳令は一八七二年の十丈から一八七五年には十二丈に、一九一一年には十三丈に高められた。現行規定によれば、坑内および坑外で使用し得る耳令は十五丈である。

鉱山に働く児童の教育

一八六〇年の鉱山法が雇用されている児童に関する教育規定を設けた最初であつた。十丈から十二丈までの児童は、児童が読み書きができることを証明する証明書を得られる場合にのみ就労でき、且つ鉱山所有者が、児童が前月中に一週二日、一日三時間通学してゐたという毎月の証明書を受ける間だけ引続き就労出来た。工場法とは異り、鉱山法は児童の労働時間に少しの制限も設けなかった。

これらの規定の結果はすぐに現れてきた。

坑夫の子弟の学校を放置し又は学校に貢献

した炭坑所有者の数は増加したが、大方は学校証明書制度に基く義務を負うのを好まなかつた。程なく十二才以下の児童の雇用の拒否は普通になつて、一八七〇年までに鉾山における十二才以下の児童の雇用は國中すつかり止まつたと報じている。しかしながら、かように雇用から締め出された少年があつても就学児童の人数は増加しなかつた。そこで義務教育制度がない限り、児童は他の規制されない職業で全日労働に ついだことが推定された。

一八七二年の炭坑法もまた十才及至十二才で坑内外で使用される児童の教育規定をおいていた。この規定によれば、二週間毎に少くとも二十五時間就学しなければならなかつた。使用者は学校長から毎週就学証明書を得なければならなかつたし、使用者は学校長に支拂うために児童の賃金から一週ニペンスを越えない額を控除することができた。

鉾山の監督官は、すべて教師が証明書発給に不適任と見做すときは発給資格を失ひす権限を持っていた。

しかし、地層のうすい炭坑に使用されていた十才及至十二才の比較的小数を児童は別と

して、監督官の報告書でわかるとおり、十二才以下の少年は事実上ずっと鉱山の雇用から完全に近いまで締め出され続けた。一八八七年以後一定の教育的保護の下における小さな児童の使用の可能性は鉱山法から消え失せた。鉱山の就業最低年令の引き上げと一八七六年の全日制の普通義務教育の創設とにより、このような規定は益々蛇足となつてきた。

農 業

多くの議会の委員会が一八三〇年以後の農業における児童雇傭を調査した。この報告書は今日でもなお在野各国の農業における児童労働の特徴となつてゐる諸々の状態を明らかにした。一般に児童は、幼少時に賃金をかせげるようになるや、農業に付き始める。多くの農業地域には晝間学校はあるにはあるが、農事又は家事の必要と重なつて通学は不規則であつた。一八六一年には四〇、〇〇〇人の一二才以下の児童が野外の農業の仕事に雇われていたが、児童の教育の奥については状況はむしろ悪くなつていくようであつた。児童は殆んどセオ又はハオになるとろくに教育を受けなくなつた。この原因は農業労働者の賃金が低くかつたためと思われるが、農業労働者は家の収入を多くしようとして自分の子供を仕事に出したがつたのであつた。

東部の郡では、児童はまた組制度 (*gang system*) による雇傭されてゐた。農村は近隣の町や大きな村から児童や年少者を連れてきた組頭と相当量の仕事について下請契約をし

た。組制によつて、勿論学校にも行けなかつた。一八六七年の農業団法 (*Agricultural Gang Acts*) が議會を通過した。同法は組頭の許可制を定め、ハオ以下の児童の組による痛傷を禁止した。

児童委員会は、農業団に使用されている児童について報告した際、農業に従事している他の多くの児童を保護するために立法措置の必要なことに議會の注意を向けたが、一八七三年に農業児童法 (*Agricultural Children Act*) が通過するまでには更に調査が行われたのであった。本法はハオ以下の児童を農業的業務に使用することを禁止し、更にハオ乃至一二才の児童は、児童が特定の教育基準に到達しているか又は前年中に、或る一定数学校に出席したことが証明されなければ就業出来なかつた。学校出席証明書は一ヶ月間に限り有効であつたが、充分初等教育を施したと公式に認められる学校長の署名がなければならなかつた。児童が農業団に雇傭され得ない最低年令は、ハオから一〇才に引き上げられた。

しかしながら、本法のどの規定も有効に実施されなかった。故に本法が一八七六年に初等教育によって廢止されるまで實際に効力のないままになっていた。初等教育法は一般に就学を義務づけ、且つ雇用の一般の最低年令を一〇才に定めた。これがため今日なお多数の国にみられる如く、複業の児童は正規の就学時間中雇用されないですむように保護を与えた。授業時間外の登用は、児童雇用法（一九〇三年）とその後の法律ができるまで、制限されなかった。

児童および年少者の雇用法（一九三三年）は教育法（一九四四年）によって修正されたので、現在授業時間外でさえも一三才以下のすべての雇用に禁止し、且つ一三才乃至一五才の児童の授業時間外の勞作時間を制限している。しかし教育当局は、一三才以下の児童が、両親又は保護者により農業及び園芸の輕易な仕事に雇われることを認める細則を制定する権限を与えられている。

一般的雇用

四六

今まで工場 作業所 鉱山および農業の児童に關する立法およびその施行の発達について述べてきたが、その他のすべての業種の児童の雇用問題がまた残っている。

工場の児童労働を規制する最初の法律の制定より四年前の一七八八年には既に議會は法律を通過させて、非工業的業務の一種である煙突掃除に従事する児童を保護した。しかし一七八八年のこの法律は守られなかったし、この種の児童労働を規制する其の後の試みは監督制度を設けなかったので全く失敗に終つた。この法律を實施しようとした。又は地方条例を定めた幾つかの大都市は別として、その施行の不良状態は一八七五年の煙突掃除天法が制定され、徒弟の使用者を認可することと、本法施行の責任が各地の警察署長(*constables*)にあることが定められるまで変らなかつた。雇われた少年は少なかつたが、適当な施行、原因がないため、「窒息」火傷又は不具という日常の危険から二、三千の少年を守るのを企てて不成功だったのは、注目に値する。煙突掃除の児童の雇用は時のたつうちに器具の使用によつて完全に除かれた。

児童の街頭の商は、一九世紀の前半に治安官や博愛家の注目するところとなったが、議會が本向題の措置について行つた最初の試みは一八七八年のスコットランド教育法にみられた。本法は授業時間外におけるすべての種類の児童の雇用、わけても一〇才乃至一四才の児童の街頭の商いを制限しようとした。しかし一〇才以下の児童の雇用を特に禁止しなかつた。英國の議會は一八八九年と一八九四年に児童虐待防止法を制定し、街頭労働の最低年令をそれぞれ一〇才と一一才に定め、且つ午後一〇時から午前五時（一八九四年には午後九時から午前六時）まで一四才以下の少年と一六才以下の少女の就労を禁止した。

この禁止時間には地方機関の手延びて延長されたところもあつた。しかし二、三の例外を除き、児童虐待防止法や他の法令に基いて作られた細則の施行に当り、地方機関は何ら特別の取極めをしなかつた。監督を促進するような何らかの方法が見出さなければならなかつたのは理の当然で、一八九二年のスコットランド自治市邑警察法（*The Scottish Burgh Police Act*）が始めて監督について規定を設け、一ニ才以下のすべての児童に対する許可証について規定し、且つ午後九時以後の商（あさない）を禁止した。

一九二七の後年には、一般に児童の街頭労働の問題は学令児童の雇用という一層大きな問題にある程度包含されるようになった。新聞により又或る私立団体および学校当局者が行った調査により、この問題は一般の注意するところとなった。一九二一年に政府は各省間の連絡委員会を設置し、児童の雇用問題を考慮した。

本委員会は報告書の中で、イングラントおよびウェールズの工場および作業所法による雇用されている学会児童の数を二四〇、〇〇〇人、内二五、〇〇〇人が街頭で商売する者と推定した。この中約五〇、〇〇〇人は二七、五時間の就業時間にかゝり加えて一週二〇時間以上、三〇時間、四〇時間、時には五〇時間までも働き、その結果は、健康、道徳および教育を損った。

この状態を是正しようとして一九二三年に児童雇用法が制定された。一九二三年十一月一四日の地方行政機関宛の内務省通牒によれば、児童雇用法の目的は、工場法および鉱山法に規制されないこれらの業務における児童の雇用を規制する方法を設定するにあり、たのである。

特に本法の規定は、商店へ主に使走り、小荷物、ミルクおよび新聞等の配達、工場法適用外の家内工業、農業的業務および街頭労働のような仕事の業務に適用されることになつていた。本法は雇用の最低年令を定めず午後九時から午前六時までの同一四十以下の児童の雇用（通学の有無にかかわらず）および重量物運搬を要するか又は、生命身体、健康又は教育に危険と思われるような児童の雇用のすべてを禁止した。地方行政機関は内務省の承認を得て細則を設定する権限を付与され、就業許可最低年令とすべての業務に従事している児童に更に厳格な時間を規定した。地方行政機関は重労働且つ不健康な業務に対しては、医学的適性証明書を交付することが出来た。

また、同法によれば、一六才以下の児童を街頭労働に使用してはならないし、且つ地方機関は就業許可最低年令、時間および許可証の交付等については一六才以下の児童の街頭労働の就業を規制する権限を与えられた。街頭労働とは、公共の場所で行う新聞、マッチ、花およびその他の物品の売り歩き、利益めあての歌謡、遊芸、靴磨き又は他の類似の業務を含むものと定義された。

地方行政機関が制定した細則に表われている三重要原則は、雇用の最低年令（大体一〇才）、雇用の最長時間（学校日には三時間又は三・五時間、その他の日には七時間乃至一二時間が大部分）およびその時間内の使用を許可されない時間の設定である。大部分の細則によれば、一四才以下の児童が酒類飲料の販売および理髪店の助手のような特定の業務に就くのを許可していない。

街頭労働の細則によれば、通例街頭労働に従事する一六才以下の児童はすべて街頭で働く場合には証明書を所持し、バッヂを着用しなければならない。イングランドとウェールズの地方行政機関は、法令による制限を実施するその義務を行うに際し、細則のない場合には警察を、細則がある場合は商店の検査官又は衛生検査官又は教育当局者を利用した。

概して地方行政機関が細則を作成し且つ実施することは非常に緩慢であつた。一九二四年の数字によると、一九〇四年乃至一九二三年の十年間に、イングランドとウェールズの三二九の地方行政機関のうち僅か九八が一般的雇用に規制する細則を定めたに過ぎず、またその中一三ヶ所が街頭労働について細則を定めていた。なお、大部分の大都市、小都市、農村地域に監督らしいも

のは、一つも見当らなかつた。この不満足な状態は、主務政府部局の圧力の不足、財政上の困難、地方行政機関の無関心と無知および新聞経営者、ミルク商、食料品商、理髪師、その他の商人および場合によっては農夫等の利害からの反対に原因しており、これら人々は屢々地方行政機関に強力な影響力を持っていたのであった。

教育法（一九一八年）はその後一九二一年の教育法に組み入れられた。この改正法の制定および同年のスコットランド教育法以後はその情勢に変化があつた。一九一八年の教育法は使用し得る法定最低年令を一二才に定めた。日曜日には一二才乃至一四才の児童はすべて二時間以上使用してはならない。学校の日の児童の使用は授業の終了前または午前六時以前又は午後八時以後は認められない。街頭労働を許可される年令は一四才に引きあげられた。

細則の制定権限は地方教育当局に付与された。一九二三年四月までにイングリランド及びウェールズの三一七の地方教育当局のうち、二九七もが最終的には國務大臣により確認される細則を制定した。

又、一九三三年一月までに細則を定めなかったのはイングリランドとコメットランドの
統計三一八のうち、七地方教育当局とスコットランドの合計三七中三ヶ所にすぎなかった。
教育法に基く細則は諸種の附加的制限を含んでいた。イングリランドおよびウエールズの
細則には一般的雇用の最低年令を一三才に定めたのもあったが、大部分は街頭労働の雇用
最低年令を女の子には一六才に、男の子には一五才に高めていた。細則の大多数は、児童
の放課後の労働時間を一日二時間に限定し、ために普通日々の労働時間は修学時間を含め
て通算七五時間であつた。また、細則は休日の労働時間を制限し、且つ牛乳および新聞配
達の例外を除き日曜日の就労を禁止した。殆んど多くは理髮店、酒類を販売する場所、機
球場、と殺場およびぼろの蒐集、又は振り分け等における雇用に禁止した。他方、ある細
則によれば、親が子供を特定の業務に使うことを許可するか又は児童が授業の終了前に牛
乳および新聞配達に従事することを許可していた。一般に児童の雇用は診断書の提出又は
登録および当該児童を証明する措置を条件にしている。同様な規定がスコットランド教育
当局の細則にもある。大抵の地方教育当局は就学検査官 (School Attendance Officer) を

おき法令児童の雇用を調査した。規定がある場合には、学校医から診断書を受けなければならなかった。

放課後の就労児童の削減は一九三三年まである都市にみられるが、一九一八年の法律通過のためであつたことが想像出来る。一九一五年と一九三三年に使用されていた児童数は、プリマウスではそれぞれ一〇人、および九一人、サルフォードでは三三六三人および一七七人であり、マンチエスターでは六〇八一人および四〇一人、リバプールでは三〇八二人および一四八七人であつた。しかしながら、一九三一年の英國には、まだ一七才乃至一四才の児童が七九五四五人も放課後に働いていたし、スコットランドでは三三〇〇人以上の児童が馬鈴薯畑りおよび取入れに雇われていた。これらの児童の大部分が新聞、牛乳および小荷物の配達又は商店の業務に従事していた。即ち、イングランドおよびウェールズでは五二・二七三人（八二・五七％）で、一四八八八人（九一・六九％）がスコットランドであつた。

一九一八年の教育法に基き制定された細則は、その後の法律によって行われた修正に、

先鞭をつけていた。一九三三年の児童および年少者法および一九三七年の児童および年少者法（スコットランド）は、学校日の放課後の就労を最高二時間に限定し、街頭労働許可年令を一六才（スコットランドは一七才）に引きあげ且つ細則制定権限を再び地方教育当局に帰せしめた。一九四四年の教育法と一九四五年の教育法（スコットランド）により、学校卒業年令が一五才に高められたので、放課後に就労し得る年令は一三才にし、全日労働の許可年令を一五才にあげた。一九四九年に内務省およびスコットランドの内務省が施行につき次のように報じたのは注目に値する。すなわち、地方当局は年少者雇用に關するその責務に敏感で、責任を果すことに留意しており、且つ年少者の必要とするところに今や鋭敏となつたと論によつてその努力を鼓舞されたと。

義務教育の促進方法

英国において義務教育法が児童の雇用規定とあいまって演じた重要な役割に鑑み、この法律施行の際克服しなければならなかつた難関につき、二三附言するのは興味の無いこと

ではない。

義務教育が一九世紀の最後の二〇年に最初に設けられた時、実施上重要な障害となったものは経済であった。子供らは家計補うために働きに出なければならなかったか、その衣食が不十分で、きまつて学校に行くことができなかったかである。この障害は(一)児童雇用の禁止および規制と(二)家族に対する生活保護とによって解消した。

政府の家族援助計画は一九四六年八月に実施され、かくして、第一子から各子供毎に一週五シリング(注)邦貨約二五〇円)の現金扶養手当を支給し、且つ全小学生に牛乳を無償で給与した。又本計画によれば、所要の要求を満たすに必要な施設の完成次第、無償の学校給食を始めることになっていた。無償の学校給食がまだ実施されて居ない場合には、親たちは学校給食費を支弁するが、支払額は給食とされる食事のコストを越えてはならないし、貧窮の場合には全部又は一部を免除される。

地方教育当局は、衣服の不足又は不適當から学校の教育を充分利用出来ない児童に衣服を支給する権限を有している。これが貧乏の故でなければ、当該児童の親に衣服の代価を

要求出来る。

児童が最寄の畫向学校まで歩けないような場合には、ハオ以下の児童にはニマイル、その他の児童には三マイルが最長距離、地方教育当局はこれらの児童のための輸送機関を準備することが必要であり、且つその他の児童の場合には直當な輸送費を支弁することになつてゐる。

寄宿学校 (*boarding school*) の中にか又は児童の年令、能力および適性に適した寄宿教育 (*boarding education*) が与えられるが、生徒の場合には、それ以外の処に、地方教育当局は宿泊設備を無償で提供することも要求されている。一方、必要欠くべからざる、というのではないが、寄宿教育が望ましいということと、地方教育当局と親とが同意見の場合には、(例えば、親が外国で働いているか、又は職業上絶えず移動して家庭生活が一定していない児童の場合)、当局は貧乏のためでなくて全額支払し得ない親に代つて寄宿学校費を支弁しなければならない。

学校給食は、上述の政府の家族援助計画の相当以前から存在し、近年になつて着しく普

及した。一九三九年から一九四九年の間に供給された学校給食の数は約一七倍に増加した。一般に児童がかせげる賃金は非常に低く、無償の学校給食の価格と差引零であるという事実に鑑み、学校給食が幼少時の児童雇用を防止するに重要であることは今更強調するまでもない。

結 論

上述してきた主要な発達および対決された主な問題について引き出され得る結論並びにこれらの問題の解決の手段方法を概括して本稿を終ることは無意義でないであろう。

児童および年少者の雇用条件の規制の必要は、社会の注意が十九世紀初頭の産業革命により発達してきた大規模の本綿製造の圧制的児童労働に向けられた時初めて英国に生じたのである。

議會は調査委員会を設けて、最初の工場法を制定し、児童保護の最低を定めた。これら

の法律は最初効果的な監督機関がなく、実効にはみるべきものがなかったが、与論を児童保護の問題に敏感ならしめ、且つ、一八三三年の工場法による近代的工場監督制度の改定も含めて、法律改正の道を準備することによって、有益な成果をもたらしたことが認められてきた。一八三三年以後、工場監督官はたゞに法律の実施を監視するばかりでなく、監督官の活動および報告書を通じて絶えず与論を啓発し、且つ、働く児童の実態および必要な法律改正に關し政府に通報した。このように年少労働者保護の發達は、監督の助言と援助に貢う所大であつた。

初期の児童労働規制の反対者は様々な議論を吐いた。児童労働の制限は規制される工場を左前にし、且つ、仕事を奪われた児童は飢餓に曝されるだろうというのが普通の議論であつた。しかし、これらの議論はいづれも誤謬に終つた。

規制された工場は進歩發達し続けた。また、児童労働が規制されると、大人たちはもっと多くの仕事とよりよい賃金に恵まれたので、子供らも、僅かばかりの稼ぎを失つても、ひびかないということが分つた。その上、更に上の年令まで学校に行つた児童は、幼少に

して働き始めた場合よりも仕事をよく覚え、ために後日一層沢山の賃金を得られた。そこで、制限されぬ時期尚早の児童労働は、一般に児童の利益にならないばかりか、大人や国家の利益にももたらさぬということ、また、それは各世代の年少人口の或る割合の衰微を意味するだけでなく、生産力および生活水準の向上のブレーキとして作用するという確信がひろまり始めた。

これらの考察にかたて加えて、規制された産業から除外された児童は、規制されない工場に蟄集し、法規が排除しようとした弊害に再びさらされていることが明らかとなった。なお、規制工場の使用者は他の部門の工場に肉する法律の制定を要望し始めた。すべてこれらの事実が絡み合いつつ英国の児童労働立法は一九世紀の後半において次第に他の種類の雇用にまで拡大され、事実上全業種に適用されるに至った。

年少労働者保護立法には児童労働の制限と年少者の労働条件（特に労働時間と休暇）の規制という二つの目的があった。

英国の児童労働法の発達が示すように、時期尚早の児童労働は使用許可年令の最低年令

の引上げ、全業種への法規の拡張と法律施行手段の改善をしたことによって漸次取り除かれた。最初の工場法の使用許可の最低年令および工場の児童の時間の制限に関する規定は教育的必要条件と密接な関連があつた。学校施設は不足していたので、その設置の主たる責任は使用者にあつた。

しかし、監督官は児童教育を効果的に実施する唯一の方法は国家が管理する普遍義務教育制度の制定にあることを確信するに至つた。一九世紀の最後の1/3におけるこの制度の創設は、扶養手当、児童のための学校給食と衣服支給およびその後の卒業年令の引き上げのような社会的援助手段の発達と共に、最低年令規定の実施および児童雇用の制限——特に労働法のみでは規制し難い業務における——を円滑にするのに大役立った。

しかしながら監督官が雇用された児童の年令を確認出来てこそ、児童の最低年令および最高労働時間は充分に守られるのであつた。最も信頼し得る方法は出生登録によるものであるが、初期の工場法時代の英国のように登録が存在していなければ、医師の証明書が見るの年令を判定するのに必要であつた。

故に法律は医師の年令証明書を規定したが、これから一般の雇用の医学的適性検査制度が発達したのである。とはいへ、経験の示すところによれば、単なる証明書制度の採用のみでは不十分で、証明書を交付する医師が使用者又は当該児童の親の好意から独立していることを確認し、且つ証明書の売渡しのような詐欺行為の可能性を排除するように調整が行われなければならなかつたのである。かような困難を次第に克服していった手段には、工場監督官による工場医の任命、児童の実年令が証明書記載年令よりも少いと信ずる理由がある場合の、その証明書の取消権、証明書様式の制定、医師の給料の最高額の決定等があつた。

児童の労働時間を限定し、且つ教育的必要条件を児童の雇用に付した初期の工場法の規定の成果についてみると、これらの児童の雇用に及ばず効果は関係産業により相違する点とは興味がある。このような規定採用後、織物工場の雇用児童の数は絶えず増加した。ために他の工業的事業場の児童の雇用は着しく減少するかへ鋳物工場、および鍛冶炉場並びに機械および金属製品、ゴム、紙、ガラス等の製造場で生じた如く、全然ストップす

るか（鉦山の場合の如く）のいずれかであつた。この傾向が起つた処では、一層強い肉体的強健と一層高度な技術の熟練が要求される仕事の分野の児童の雇用は、制限条件下の使用に不利益となつてきたという事實のためであるとみなされてきた。

年少者の労働時間が朝早くの始業から夜おそくの終業までの間、どの時間に働かせてもよいと決められている限り、労働時間制限の実施は非常にむずかしいことが分つた。それで、その後の法律は、法定の雇用時間を法定の実働時間に休憩時間および食事時間を加えたものに一層相当するようにした。年少者の労働時間の制限が使用者をして年少者の雇用を控へさせたという証拠はどこにもない。最近の公報によると、募集を一八才以上の者に制限するのは、熟練労働者の供給を限定することになるので、近視眼的政策であると使用者はみなしているようである。

児童および年少者の保護の法律施行に当る当局者についてみると、異つた部門の雇用を取扱うには多数機関の協力の必要なことが明瞭になつた。例えば、次第に工場と同じようになつた作業所においては、工場監督官が児童労働規定の監視を最もよく実施し、特に

極く小規模工場の登録に關し、監督官の業務は地方当局との協同により促進されたことが経験されてわかった。

児童労働の制限が就学規定に基く所大なるものがある農業および非工業的業務へ商店、街頭労働等の場合には、施行の权限は地方当局者、特にその就学検査官を通して主に活動している地方教育当局に付与されなければならなかった。多数の小さな商店、農業および非工業的業務の多様な地方条件に鑑みて、地方教育当局に細則制定权限を与えて、法定基準を改めさせるか、一定限度内で地方の必要に適應せしめるように法律の規定を改定させるかによって柔軟性が得られたのであった。

